

会 長	<p>それでは今年度第 9 回目、通算で 11 回目の委員会を始めさせていただきたいと思 います。</p> <p>毎回お願いしておりますように、2 時間程度でお願いしたいと思 います。ご協力をお 願いいたします。</p> <p>今日は傍聴の方はいらっしゃいますか。入室してください。</p> <p>【傍聴者入室】</p>
会 長	<p>それでは、会議の次第をご覧いただきたいと思 います。今日は市立幼稚園・保育所 の私立化ですが、これについての 2 回目となります。これを議題にして おります。</p> <p>追加資料がありますが、これを含めた資料の確認をお願いできますか。</p>
事 務 局	<p>それでは、資料が多いものですから改めて確認させていただきます。事前にお送り いたしました資料は、資料 1 から 9 まででございます。参考資料として、1 から 5 ま ででございます。それと本日追加資料として、1 から 4 までお配りさせていただきました。 1 番目は認定こども園に関するアンケート結果の報告です。2 番目に指定管理 者制度と業務委託の違い、3 番目に普通交付税のしくみ、それとタウンミーティング の議事録です。それから本日、習志野市保育所保護者会連絡会の方からのもの。</p>
会 長	<p>今、ここにあるものですね。それではお配り下さい。</p>
事 務 局	<p>それではご用意いたします。</p>
会 長	<p>資料の方は皆様よろしいですか。</p> <p>私もここに来て直前に頂いた要望書があるのですが、こういうものをどう いう風に取り扱ったらよいか分からず困っています。最初のときは特別傍聴人の意見書とい う、習志野市独自の制度ということでした。いただいたことがあるのですが、それは検討委 員会でお答をするということが義務ではないですが、出される方の権利ということ で市の方でなさっているということで、大変習志野市は進んでいるなと思 い、お答えを した記憶があるのですが、これはこれで受け止めますが、私の個人的見解を聞きたい と言われているわけですので、こういう場で委員長という立場で答えてよいか、困 ってしまうわけ です。ともあれお配りください。いつもそうですが、毎回資料が膨大 なものですから、事務局から説明をいただいても中身の理解がなかなか難しいとい う ことがあるかと思 います。今日は追加資料も含めて区切りながら検討をしていきたい と思 います。</p> <p>それでは、最初に資料 1 ですが、これは待機児童の問題ですので、資料の 3 まで、 資料 4 は A 委員さんからのご要望の資料ですので、資料 1 から 3 までについて事務局</p>

からご説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは資料1から3までご説明をさせていただきます。

資料1でございますが、前回、習志野市が進めようとしている私立化の理由といたしまして、待機児童の解消、それから多様な保育サービスの展開ということを申し上げましたが、今回はその目的達成の手段がなぜ私立化なのかということをお話させていただきます。資料1でございますが、現在施行されております児童福祉法の条文です。読みますと、第56条の7ということで規定されております。「保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。」という規定でございます。冒頭の「保育の実施への需要が増大している市町村」いわゆる待機児童ということで捉えておりますが、そのような市町村は財産、保育所以外の施設の建物や土地も含めてですが、貸付けて効率的な保育体制を整えるという規定がございます。直接的にこれで私立ということが出てくるわけではございませんが、法律の環境として民間の活力を活用した保育の需要に対応するというところでございますので、このことについてお話をさせていただきました。その下の56条の8でございますが、需要が増大している市町村で、厚生省令に基づく要件に該当した場合には、市町村の保育計画を立てなければならないという規定でございます。厚生省令で定める要件は、前年度の4月1日におきまして保育の実施が行われていない子ども、いわゆる待機児童でございますが、その数が50人以上の場合には保育計画を定めなければいけないとなっております。行政の場合には、ある程度基準に満たないものはこういった形で計画の作成を義務付けまして実施をするというのが普通の手段でございます。この児童福祉法におきましても、待機児童の解消のために保育計画を定めるようになっているところでございます。50人と申しますと、習志野市は先月の段階で50人、その前の月も50人を超えておりますので、これが4月1日まで続きますと計画を定めることとなります。

次に習志野市における子どもの環境についてお話をしたいと思います。資料2でございますが、0歳から5歳まで9千人いますが、その9千人の子どもたちがどんな場所で育っているかを年齢別に示したものでございます。ご覧のとおり9千人の子どもたちそれぞれ市立保育所・市立幼稚園・私立幼稚園に通っているのが45%、それ以外の51%、5千人の子どもたちは在宅で子育てをされている家庭です。この5千人は大體三つに分かれると思います。一つは現在50人の保育所の入所を待っている方、働きたいけど働けないという方です。潜在的にはそれ以上いるのではないかと思います。二つ目は、待機できずに直ぐに保育所に預けたいということで、習志野市の場合は、認可外保育施設に入っておられますが、約50人の方々がいらっしゃいます。それから今後幼稚園・保育所に入りたいという方がいるわけでございます。こういった方々への支援がなされなければ、習志野市の子育て支援は半分の50%は除外されてしまうということになりますので、そういったところにも支援を入れまして子育て支援をして

いきたいと考えております。

それから資料3でございますが、前回の会議の時にもお示しをいたしました、10月の習志野市の各保育所の年齢別の待機児童でございます。0・1歳がほとんどでございます。財政的に見ますと、低年齢児ほどコストが高いという状況でして、この辺のところは待機児童の解消にどの程度寄与できるか、どのような財政状況なのかということが大きく影響するところでございます。

それから市内に14箇所保育所が配置されておりますので、それぞれに足りない保育士を配置する必要があります。この要因を考えてみますと、施設的には入所が可能ですが保育士が不足しているために受け入れ出来ないということがありますし、要因の2として保育室が不足しているために受け入れ出来ないという状況になっております。以上、資料1から3まで待機児童の解消に焦点を当てましてご説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

会 長

はい。ご説明をいただきましたが、前回のときに私立化とはどういうことかということと、私立化の形式、移管とか委託とかの議論をしたことと、それから習志野市がどうして私立化を図らなければいけないのかということ、冒頭にありましたように、待機児童の解消を図りたいということ、保育サービスの多様化に対応していきたいというご説明だったと思います。今日、資料1として出されたのは、私立化が法律に基づく必要な措置でもあるというご説明だったかと思えます。特に56条の8ですが、具体的な供給体制の確保の計画を作りなさいと、資料3にありますように待機児童が現在50人であると、認可外も入れればもっと多いというお話もありました。何かこのことについてご質問ご意見ございますか。

L 委 員

民営化ということになりますと、経済的視点ということが大きく出てくるところで、これは当然のことと思えますが、子育ての視点からこの民営化の問題についての私の考え方を申し上げたいと思えます。以前申し上げたと思えますが、乳幼児期は非常に脳の発達にとって大事な時であって、しかもその発達には環境の影響を大きく受けながら育っていくものだと申し上げたところですが、前回の時には、特にそういう時に少なくとも生理的な要求は満たさなければならない、生理的要求というのは、飲食・排泄・身体の清潔・快適な環境・睡眠・安全であると申し上げました。それに加えてさらに出てくることは、子どもは成長発達してまいりますので、この発達を促していくという視点、幼児教育などはこの発達を促していくということで大切で、これは幼稚園教育ではよくなされておりますが、保育所も同じ子どもでございますので、やはり幼児教育を無視はできない、そのことは厚生労働省も気がついて、幼稚園教育に保育所も準ずるということで発達の支援が入ってまいりました。私は民営化ということで申し上げたいのは、子どもの心の問題です。子どもの心を育てていくということは、これは決して集団的なことということではなくて、個別的な問題ではないかと思えます。親の方にむしろ関わる問題ではないかと考えます。親の考え方が多様化してまいります。そういたしますと、親のニーズに応じていくというようなことで、親が心育てを

してくれれば一番良いのですが、接触時間が短くなってくると、どうしても保育所・幼稚園に依存することが大きくなっていく。そうすると親のニーズに応じられるような保育所・幼稚園がなければいけない。親の考える心育と一致する所はなかなかないかもしれませんが、ある程度親がここならば良いだろうというところがきっと出てくる。それを何で選ぶか、ある幼稚園は例えば宗教団体がやっている、ある幼稚園は教育熱心な理事長さんがいて、私の幼稚園はこういう理想を掲げて教育を行っているというところもあるかもしれない。色々多種多様な幼稚園・保育所があって、どのような理念に基づいて幼稚園・保育所を運営していくかということをはっきり出していると親もそこを選び「私はここが共感できる。だからそこに入れたい」ということになるのではないかと思います。そのように考えますと、私は幼稚園・保育所が色々多様化していく必要があるのではないかと思います。そうすると、どちらかというところと民営化をしていった方がうまくいくのではないかと思います。例えば人事異動で1年や2年で異動してしまうとやり方が変わってしまうという心配があります。そのようなことを考えると多様化している必要があると思います。そうすると、色々なところがあって、公設ばかりではなく、公設があってもいいのですが、大部分が民営化された方が子育ての視点からは良いのではないかと思います。そして私は公設を考えた時に、私の世代は大きな経験をしてきましたが、1940年代の日本を考えてみますと、その時は日本の軍国主義と言いますか、突っ走っている時で、幼児期からそういった教育が強くなされていたわけです。最近でも共産主義の個人崇拜をしているような国では、ある特定の個人を崇拜するような幼児教育がなされているということを聞きます。そうすると、公設のところは、よほど気を付けていかないと、今のように民主化されているときは良いのですが、思わぬ方向に動き出した時が大変問題になってくる時があるのではないかと思います。そのために私は幼稚園・保育所というのは多様化していることこそ重要だと思えます。決して民営化は悪いことではなくて、むしろ進めるべきことではないかと考えます。ただ、経済的な問題というのがあります。こういう少子化の時代で子育てが大変だということにならないようにするためには、それなりに国として補助金などをしっかりと考えていかなければならないと考えます。

会 長

ありがとうございました。

まだ、資料が膨大にありますので、L委員さんから今ご指摘いただいたようなことは、いわゆる経営的な視点だけではないという考え方かと思えます。

今日は、資料の8が大きな議論になるかと思えますが、まず資料の4と5を事務局からご説明をお願いしたいのですが、お願いします。

事 務 局

それでは、まず資料の4からお話させていただきます。資料4につきましては、A委員さんからご要望のあった資料でございまして、前回に統計の数値ということで内閣府が調査をいたしました全国的な調査の数字をお示しいたしましたが、それでは習志野市はどうかということの資料を作成いたしました。内閣府調査と併せまして表記いたしました。賃金で申しますと、月給のところですが、内閣府調査では公立保育所

は平均 30 万 1 千 723 円、私立は 21 万 3 千円となっておりますが、参考で申しますと、習志野市は正規職員だけで申しますと 33 万 8 千円、それから臨採職員に頼っているところもありますので、臨採職員も合わせますと 24 万 6 千円、以下、日給・時間給となっております。なお、内閣府調査の方は臨採職員を混ぜて出しているようで、しかも 4 月 1 日ということで、なかなか比較が難しいところがございます、このような形になりました。比較をするには正規職員＋臨採職員の欄で比較をするのが良いのではないかと思います、そうなりますと公立保育所で比較しますと、習志野市の方が低い賃金になります。ところが内閣府調査の方は常勤の保育士が約 8 割という数字ですが、習志野市は常勤が 55%という状況になっておりまして、そういった意味で低くなっております。そういったこともありましたので、習志野市の正規職員ではどうかということで数字を出させていただいております。正規職員で申し上げますと、平均より高いわけですが、その理由としては勤務年数が長い職員の構成割合が高いということでございます。年齢は賃金に反映しているわけがございます、年功賃金ということでこのようになっているわけがございます。平均年齢ですと習志野市では一番多いのが 40 歳以上 50 歳未満で 31%、それから 30 歳以上 40 歳未満が 30%で、30 歳以上で 70%以上になっているわけがございます。一方、内閣府調査の私立保育所は若い職員の構成となっていて、公立保育所はばらけている状況となっております。結果的に保育の運営費は人件費が 8 割方でございますので、単純に職員がいるだけでコストがかかるという構造になっているところでございます。

それから資料の 5 ですが、現在の保育所の入所要件、「保育に欠ける児童」と申しておりますが、これを法令上みるとどうなのかということを示させていただきました。児童福祉法第 24 条に基づく条例第 2 条でございます。簡単に申しますと、常勤の昼間就労を基本にしておりまして、しかも習志野市の保育所の開いている時間を重要視しているということがこの条文から見ると取れると思います。したがって、働き方の多様化、例えば今働いていないがこれから勤めたいという方、それからパート勤務でパートを常態としている方、それから土曜日・日曜日の勤務時間の方、そういった方は「保育に欠ける児童」とは判断されません。その辺のところは習志野市では一時保育の増大ですとかに影響を与えているところでございます。判断基準、入所要件ということでお示しさせていただきました。

会 長

今のところまでで何かご質問やご意見ありますか。A 委員さんよろしいですか。

A 委 員

やはり習志野市は臨時採用の職員が多いこともあって、予想していたとおりに正規職員と臨採職員を足した賃金を見てみますと、内閣府調査の公立保育士と私立保育士の間に入るということで、改めて臨時採用職員の方が多いということが分かりました。

会 長

ちょっと私から質問させていただきたいのですが、前にお話をいただいた時に、習志野市では公立の保育所の方は平成 7 年度以降保育士の募集をしていないということを知ったような気がしたのですが、平成 7 年というは今 20 年ですから 13 年経って

	<p>いますが、仮に 20 歳の方が採用になっても現在は 32 歳ですので、20 歳以上 30 歳未満の欄に該当する正規職員はいないのではないかと思います、これは私立保育園も含めているという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>以前のご説明が不足であったかもしれませんが、平成 8 年から退職者不補充ということで行っておりますが、抑制という方向で行ってまいりました。例えば 3 人退職されても 2 人しか採用しないということで、継続的に採用はしております。これに関する資料は参考資料の 2-1 をご覧になっていただきたいのですが、平成 10 年度からですが、黒く塗り潰してあります上の方が保育士の採用数で、下の方が退職数です。ご覧のとおり例えば 10 年度では、退職者 6 人のうち定年退職者 2 人でございますが、49 年度は不補充であるということでございます。ご覧のとおり少しではございますが採用をしている状況でございます。</p>
会長	<p>今お話をいただきましたように、参考資料の 2-1 と 2-2 が関連のものですね。それも併せてご説明いただけますか。</p>
事務局	<p>参考資料の 2-1 をご説明させていただきます。採用者と退職者をそれぞれ示しております。採用者は平成 10 年度から平成 19 年度までで 66 人、これは幼稚園教諭も含めてです。一方退職者は 101 人でございまして、35 人の職員が減っている状況でございます。保育士だけで見ますと 25 人。幼稚園教諭で 10 人となっております。例えば 10 年度では、採用した幼稚園教諭が 2 人、保育士が 7 人、それに対しまして 10 年度の末には保育士が 6 人、幼稚園教諭が 4 人で 10 人となっております。11・12 年度は採用がなく、13 年度から採用という形になっているところでございます。</p> <p>参考資料 2-2 でございますが、平成 12 年度から臨時職員の採用者数と退職者数を並べて表示してございます。平成 15 年度は保育所の保育室を増設したことから、職員を多く採用しているところでございます。平成 19 年度を見ていただきますと、46 名採用しておりますが、年度を通しまして 42 名退職をしておりますので、40 名以上入れ替わっているという状況です。以上でございます。</p>
会長	<p>これが前回事務局の方でおっしゃっていた年度途中や年度当初での臨時職員の採用がなかなか難しいということの資料ですね。</p> <p>以上ですが何かご質問ございますか。</p>
B 委員	<p>資料 5 ですが、これを見て思ったのですが、民営化された時に障害を持っている子や貧しい家庭の子たちなど、本当に公立を必要とする方々が優先的に入れるような特別枠を考えているのかどうかということ。「習志野市保育の実施に関する条例」にあるように民営化になった時にこういった条例を考えているのかということと、私立幼稚園が市内に 5 園あると思いますが、そちらで障害を持っている子の受け入れがどれくらい行われているのかということと、私立だとどの程度の障害の子まで受け入れられ</p>

<p>会 長</p>	<p>るものなのか分からないので質問です。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>事務局いかがですか。</p> <p>1点目の障害児ですとか母子父子家庭を含めまして、公立の支援が必要な子どもたちが私立ではどうなのかということですが、資料5にあります条例の判断基準は公立私立に関わらず、同じ目線での判断基準でございますので、その子どもが私立に行きたいということであれば私立の方に入所していただきますし、公立ということであれば公立になります。それから私立5園のことですが、これは私立の幼稚園でございます、幼稚園の場合には直接園との契約でございますので、私どもでは把握をしていない状況です。公立の場合には以前この委員会でお話をいたしました、20数人の特別支援の必要な子をお預かりしている状況でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>B委員さんのご質問の最初のところですが、民営化されたときにこういった条例が、特に障害を持つ子や経済的にも大変だという家庭の子を想定されたと思いますが、そういう方についての優先入所と言いますか、そういった規定はありますかという質問はいかがでしょう。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>お答えいたします。保育所は保育に欠けるお子さんをお預かりするということでございます。「保育に欠ける」いわゆる「保護者の就労あるいは保護者の事情」によって保育に欠けるお子さんをお預かりする施設でございます。したがって、お子さんの身体状況等を以って判断するということではございません。ですから保育に欠ける状態のお子様は健全児であるか障害児であるかは関係ありません。ただ、「保育に欠ける」という条件を以って障害をお持ちのお子さんをお預かりする場合は、日常継続的に医療行為等を伴う子、保育所の中で保育を実施することが不可能な状況にある場合にはお受けすることができないかもしれません。ただ、保育が可能なお子さんについては保育所では「保育に欠ける」という状態の中でお受けしているということでございます。また、経済的なことはどうかということは、ご案内のとおり保育料の算定にあたりましては、親御さんの世帯の所得をもって保育料が算定されます。ですから保育所の保育料は応能負担という表現をされております。負担できる能力に応じた保育料になっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>B委員さんよろしいですか。民営化されたらということでおっしゃられたのですが、まず条例自体がありますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>保育所の入所は、公立も私立も同じこの条例を適用して保育に欠ける子どもを判断いたします。ですので、今後、私立が増えたとしても別に条例を定める必要はないと考えます。ですから、この条例で公立も私立も適用されます。</p>

会 長	厚生労働省は経済的に大変な方などは優先的に配慮してほしいと言っていますが、これは運用で当然なされると思いますが。
事 務 局	条例上には記載されておりませんが、平成 15 年 16 年に母子家庭と生活保護などの方は「保育に欠ける」ということではなくて、優先順位を上げなさいという通達がございますので、それは運用の中で実施をしているところでございます。
会 長	B 委員さんよろしいですか。
B 委 員	それは民営化されても優先的にということによろしいですか。
会 長	そのように理解をしたいのですが。当然そのことの確約というかそういうものがないと困るかなと思いますが、その点について事務局はどのようにお考えですか。
事 務 局	現在、公立保育所に適用しております入所判断基準は、そのまま私立に移行しても同じように適用していきたいと考えています。
会 長	当然運用でなされていることは継続していくということによろしいですね。B 委員さんよろしいですか。
B 委 員	先ほどの私立のお話ですが、副会長にお話を伺うことはできますか。ご自分の園でどれくらいの子がいて、どれくらいの障害の程度の子だったら私立の場合受け入れが可能なのか、公立しか知らないのによく分からないのですが。
副 会 長	私立幼稚園に障害のある子はあまり来ていません。2・3 年前に障害があるかどうかという子をお預かりしたことがあります。年長児にすっかり治ってしましまして、ですので障害の子ではなかったかもしれませんが、そういう子は預かったことがあります。それと障害のある子は県の方から国の方針だと思えますが補助金が出るようになってきているようです。障害児をお預かりいたしますと、前に教育委員会に伺ったことがあるのですが、1 人の障害児に先生が付いてきちっと行くと 1 人に 500 万程度かかるそうです。そうすると財政基盤が小さい幼稚園ですから、そうすると市なり県の方の機関が行うことが望ましいと思えます。私立の 5 園では今のところいないのではないかと思います。ただ、我々もそういう時代が来た場合には対応していくと思えます。そういう状況です。
B 委 員	ありがとうございました。
L 委 員	すみませんよろしいですか。障害のあるお子さんのことですが、これは、やはり程度や障害の質によってどこで見ていくことがお子さんにとって一番良いことなのかと

いうことをよく相談をして決めていくことが大切です。必ず幼稚園・保育所に入れた方がよいとは限らないと私は思います。なぜかと申しますと、この頃、障害を持つ子どもが育て方によって段々と症状が軽くなっていくということが分かってきております。特に自閉症などのお子さんたちは扱い方を間違えると二次的障害ということが起こって問題がでてきますけれども、専門の方が見ていくと次第に軽くなっていくということがあります。そうするとそういうお子さんにとっては、一番良いところはそういった専門の保育士さんが集まっているところで見てもらった方がよいということになります。ですから、お母様方とお子さんの障害の程度・質を良く見て、医師の考えあるいは臨床心理士の考え、あるいは身体障害があれば理学療法士などの考えを聞いて、そこで皆で相談をしてどこが一番良いかを決めていくことが一番大切だと思います。

会 長

それでは、資料の 6 から 7 をご説明いただきたいと思います。認可外のことですね。

事 務 局

資料の 6 でございますが、冒頭申し上げましたように、在宅で子育てをしている 5 千人の中に、待機を待たずにどうしても預けたいというお子さんもいらっしゃいます。そういった方は認可外保育施設に通っているわけですが、その状況につきまして平成 16 年度からの推移をお示ししてございます。この認可外保育施設の保護者に対しましては、習志野市は市立保育所の保育料との差額を限度額 4 万円で補助をしております。この補助を通じまして職員の配置、施設の面積などの基準を設けまして環境を確保するようにしております。こちらを見ていただきますと、16 年度から 19 年度にかけて、一人あたり大体 5 か月ぐらい預けているような状況になっております。17 年度は補助額が上がりましたので、上昇している状況がありますけれども、大体 5 か月前後預かっている状況でございます。ただ問題はこの方々は「保育に欠ける児童」でございまして、公立保育所が空いていけば入れるような状況です。そういたしますと、この方々は保育料を払いつつ公立保育所の税負担もしているという状況になっているわけですが、私どもはいくらかでも軽減をするということで直接の補助をしておりますが、税負担との差は大きく乖離をしております。例えば保育所は児童一人あたり年間 95 万円ほど負担をしているところでございます。

資料の 7 でございますが、そういった子どもたちがどのような状況なのかということグラフにしてみました。年齢による構成比は公立の保育所と同じように低年齢児が多い状況が見取れると思います。それから保護者の勤務地は、これは公立と同じように近隣市の船橋・千葉や東京都となっております。資料の 7-2 ですが、保護者の所得状況についてグラフにしたのが上の表でございます。所得が 300 万から 700 万の方が 6 割となっております。なかには 1 千万円という方もいらっしゃいますが、公立と同じような状況になっていると思います。ちなみに公立保育所で見ますと 300 万から 700 万の方々は 7 割程度の方となっております。認可外保育施設は保育料が高いわけですが、ご覧のとおり 7 万円から 9 万円の間の料金で通っている方が多い状況となっております。平均をいたしますと 7 万 7 千 58 円、補助金が 3 万 4 千ですので、

	<p>差額 4 万 3 千円はご自身で負担されているということになります。公立保育所ですと、平均の保育料が 1 万 5 千 600 円ぐらいとなっておりますので、それに比べてやはり高い状況となっております。こういった方の待機をどのように解消していくのか、どのように財政負担をするのかが大きな課題となっております。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>今、資料の 6 と 7 のご説明をいただきましたが、これについて何かご質問ご意見ありますでしょうか。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>認可外保育施設に通うお子さんですが、なぜ生み出されているかというと、単純に認可施設が足りないからです。認可施設が十分に足りるように整備をしておかなかったということに原因があって、結果的に認可外保育施設に通う方々に負担をかけているということで、むしろ認可外保育施設に通わなくて認可施設に通えるようにすることの方が解消することであって、先ほどの話に戻りますが、民営化してもそれぞれの保育所の定員というのはある程度は施設の状況から決まっております、改築することでいくらか増やしてということよりも、民間保育所を誘致する、かつてかすみ保育園を誘致したようにした方がずっと早いのではないかと思います。そういう努力をした方が良いのではないかとということと、もう一つは一人あたりの保育料負担の話がありましたが、一人あたり 4 万 3 千円ですか、これが認可外保育施設の月額平均ということですが、ここで考えなければいけないのは、資料 7-1 で子どもの年齢の構成比ですが、0 歳から 2 歳までで大半を占めているという状況ですが、公立保育所においても保育料はこの年代の子どもたちは非常に高いです。5 歳まで均すと確かに月額 1 万くらいということになるかと思いますが、それを単純に比較するのではなく、そういうことであるならば年齢の構成比による調整をかけた上で数字を示していただきたいと思えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>先ほど公立の保育所の保護者の 76%が 300 万から 700 万の層だというお話がありました。認可されていない施設に通う方々は比較的所得の方々だということですか、この比率は認可保育所ではどうですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>低いと思いました。</p>
<p>会 長</p>	<p>低いというのは分かりやすく言えば認可外を利用している方は、経済的に大変な人が多いという理解をしてよろしいかということですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>逆に認可保育施設に通われている方で 960 万円以上の方、一番高いランクになるのですが、100 名以上います。そうしますと全体が 1600 人ぐらいの保護者ですので、10%弱です。そうしますと認可外保育施設で 1000 万円以上の方は 14%ですので、認可外保育施設の方が高いという状況になります。</p>

会 長	そうするとその下の層の 700 万円以上というのもありますし全体もそうですが、経済的な困窮度というのは大体同じだとみてよろしいのですか。
事 務 局	そのように理解してよろしいかと思えます。
会 長	分かりました。
K 委 員	関連ですみません。第 5 回検討委員会資料 10 として保育所保育料階層一覧がありますが、その中で 300 万円未満の階層にあたる%とかがどれくらいになるのか知りたいのと、認可外保育施設に通う方の中で、非課税世帯とか生活保護世帯の方はいないと考えてよろしいでしょうか。
会 長	事務局いかがでしょうか。
事 務 局	このグラフで言いますと 300 万円以上 700 万円未満というのは、D 4 から D 1 1 ぐらいの範囲の方です。これを足しますと 1200 人ぐらいになりまして、先ほど申し上げました 76%になるところでございます。
K 委 員	私が伺ったのは 300 万未満の方です。それと、もう一つは認可外施設に通っている年収が低いといえますか、どの辺が限界といえますか、以下のお子さんたちは通えていないとなるのか、あるいは優先的に公立で受け入れているから認可外に通う児童は発生していないということが言えるのかということをお伺いしたかったのですが。
会 長	よろしいですか。
事 務 局	300 万未満の数字は後ほど提出させていただきます。一番低い 0 の階層ですが、これは生活保護法に基づく被生活保護世帯でございます。その次の B は所得税法上で非課税世帯になった方、このグラフで言いますとかなりの人数がいる状況でございます。
会 長	すみません。大変申し訳ないのですが、その細かな資料が手元に認可のものがないんですね。今、K 委員さんがご質問されたことにつきましては、この問題は 2 つあると思えます。認可外の保育施設に通っている人たちが見えない負担をしているのではないかという懸念と、将来的なことを考えた時に、お金のない人は保育所に入れないということが起こらないかという心配のご質問だと思えます。次回にそれに関連して事務局でまとめていただければと思えます。
	申し訳ないですが、次の資料 8 に行きたいと思えます。
事 務 局	私どもで私立化をご提案させていただいておりますが、私立化の中には業務委託方

<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>式と移管方式と2つございまして、それぞれ違いがございます。それを表にしたものでございます。</p> <p>今日の追加資料2も関連ですね。</p> <p>はい。補充資料として本日配布いたしました、追加資料2も併せてご覧いただきたいと思います。</p> <p>まず、資料8でお話をさせていただきます。公設民営のケースは習志野市が設置となるわけですが、運営者は民間になります。それと、設置も運営も民間にという民設民営の2つの方式がございまして、それに関するメリット・デメリットを記載いたしました。一つの例といたしまして、同じ民間でございしますが財源的に見てみますと、右から2番目の欄ですが、110人定員の場合で比較したものでございます。公設民営の場合では市税投入が8千400万円ですが、これが民設民営になりますと5千700万円となります。これは民設民営の場合には国県補助ということで明確に補助制度がございますので、それが市に参りますので、その分市税の投入が低くなるということでございます。その他、メリット・デメリットにつきまして申し上げますと、公設民営の場合には、市の管理監督などの関与が残りまして、市の考えが義務付けでき環境の変化が緩和できるということが市民から見たメリットでございます。それからデメリットですが、保育者の入れ替えがあり保護者の不安感があるということです。民設民営に関しましては同じような形ですが、一つご説明をするとデメリットとして、全て民間に移行いたしますので、コンプライアンスに対する不安感が高いという風に考えています。これにつきまして保育所保護者会にご説明に上がりました時に民営化について3つの不安があるようでございます。1つは今申し上げましたように、保育士の大幅な入れ替えによる子どもへの心理的な影響と、2番目に保育の質の低下の恐れ、それから3番目に保育サービスの有料化に伴う経済的負担の増加ということでございます。これにつきまして、公設民営と民設民営を比較いたしますと、1番目につきましては公設民営も民設民営も同じかなと思います。それから2番目3番目につきましても実質は公設民営も民設民営も変わらないかなと思います。なぜかと申しますと、民間を呼び込む場合には私どもは募集要項を作成いたしまして、その募集要項の中で選定をいたします。募集要項の中には保育園を運営するに相応しい理念を持っているかですとか、園長や職員に十分に理解をされているかなど、一つひとつ項目を作りましてそれを点数化いたしまして決定するということですので、これは公設民営であれ民設民営であれ大きく変わることはないと考えています。ただ公設民営の場合には指定管理者という制度でございまして、行政処分としての関与ができるということが言えると思います。それにいたしましても、同じ契約上で運営を担保するということは同じかなと考えています。追加資料の2でございしますが、公設民営の中で更に2つに分かれまして、指定管理者制度と業務委託方式でございまして、大きな点は2番目でございます。指定管理者制度の場合にはある程度の事業の自主性・独自性ができますが、業務委託はあくまでも請負でございまして、市の契約仕様の範囲内に限定をされるとい</p>
-------------------------	--

	<p>うことで、ある意味市の保育所と変わらないということでございます。保育士の入れ替えは別にしまして、保育の内容が変わるということはあまりないということが大きな点でございます。その他は後ほどご覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
<p>会 長</p> <p>B 委 員</p>	<p>ありがとうございました。ご説明をいただいた資料 8 と追加資料 2 ですが、これについて何かご質問ご意見ありますか。</p> <p>メリット・デメリットを見ていたのですが、公設公営のメリットですが、公的保育への保護者の安心感ということの 1 行で書かれているのですが、実際私は保育所に子どもを預けていまして、すごく感謝しているのですが、実際に預けている者としてはもっとメリットが沢山ありまして、公的保育だと市の責任が明確になっているとか、十分な職員配置ですとか、経験豊かな先生がいることで子どもの安心安全が守られるとかのメリットがあります。前に他の委員さんがおっしゃっていたと思いますが、公立施設に通っている保護者の声をアンケートで取ったりして聞く必要がないのかなということを感じました。</p> <p>もう 1 点は利用者から見て市から見てということでメリット・デメリットが挙げられているのですが、子どもの立場にとってのメリット・デメリットが抜けているなと思いました。子どもにとってということが一番大事だと思いますが、子どもにとってのメリット・デメリット、安心安全が守られることの資料がほしいなと思いました。</p> <p>もう 1 点は募集要項を作るということですが、どこまで考えているのか、募集要項を作るにあたって保護者がそこに入れるのか、保護者の声を聞いていただけなのかということと、以前の資料で出ていたのですが、習志野市の保育への満足度がすごく高いという資料がありまして、もし民営化したならばそれを下回ってはいけないと思います。下回らないためには希望ですが、保育の最低基準ガイドラインのようなものを作成してほしいと思いました。そのガイドラインを作るにあたっては保護者参加型のガイドラインを作っていたら有難いなと希望いたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>B 委員さんから具体的にご指摘をいただきましたが、そこに行く前に、今ご説明をいただいた資料 8 と追加資料 2 について何かご質問ありますでしょうか。F 委員さんにお伺いしたいことが沢山あったのですが、本日はご欠席ということでお聞きできないのですが、前回に積み残した業務委託と指定管理者がどう違うのか、委託と移管とどう違うのかということを表にまとめていただきました。ここに書かれているメリット・デメリットはもちろん一般論だと思います。私立だからコンプライアンスがとかと言ったら叱られると思いますし、公立だから全て良いということもないでしょうし、一般的にということで市がまとめられたと思います。ご承知のとおり私立化は多くの市町村が行っていると、それは国の制度が公立ですと非常に財政負担が大きくなってしまおうという背景でかなり進んでいるわけですが、これも含めてあり方について私たちのところで最初に頂いた 1 期の素案で、この委員会自体は 9 月に終わるような形になっていたかと思いますが、それから建設も 22 年度だったものが 24 年度になってし</p>

まっているということで、私たちは時間をかけて行うということで問題はないと思っていますが、逆にどうなっているんだという市民の方もいらっしゃるかという懸念もあります。民間移管あるいは委託ということについて、どういう風に考えて進めていけば良いのか、あるいはそれもまずいというご意見もあるかと思えます。私は取りまとめということで考えていきたいと思っていますが、色んなご意見をいただければと思います。

それで、資料 9 とか追加資料の 3 などについて残っている資料がありますので、まとめてご説明いただけますか。

事務局

それでは資料 9 についてご説明させていただきます。これは、若松保育所を例に挙げまして、その運営費とその負担を概念図の形式で示したものでございます。18 年度決算でございます。イメージでございますので実際とは違うこともあるかもしれませんがご承知おきください。先ほど会長さんからご案内のように、公立保育所の財政的な負担が話題になっておりますが、大変苦慮しているところは、公立保育所に非常にお金がかかるというところでございますが、この絵で言いますと実際にかかるコストは 1 億 5 千 500 万で、国基準による運営費 7 千 600 万に上積みして超過的に 7 千 600 万ほどかかっています。この辺が財政を非常に厳しくしている状況でございます。赤い部分の超過負担、これは先ほどありましたが、国基準に比べて手厚く職員の配置を加配しています。0 歳は変わりませんが、1 歳 2 歳は子ども 6 人に 1 人の保育士のところを習志野市は 5 人に 1 人とか、3 歳は 20 人のところを 17 人にしているとか、あるいは習志野市の場合は栄養士・看護師を配置しておりますので、ある意味負担になっているところでございます。それと肌色のところですがそれにしがいまして、給与体系が年功賃金になっておりますので、この辺のところも国基準と大きく違っているところでございます。ちなみに国基準の場合には 7 年勤務の方が基準になっておりまして、公立の場合は先ほど申し上げましたように、50 歳以上の方もいらっしゃいますので違っております。これを年齢別に見てみますと下の表でございます。当然、0 歳児は沢山の保育士が必要ですのでご覧のとおり多くかかっておりまして、5 歳児になるに従って負担が減っております。ここで問題は実際に徴収した保育料は軽減をしておりますので、その分は市負担となっておりますし、国・県の補助金が現在廃止されておりますので、交付税という形で市負担になっているところでございます。ちなみに単価で言いますと 0 歳児は、国基準で一人あたり月 15 万 4 千 340 円と計算されます。5 歳児は 3 万 1 千 740 円ということで 5 倍の経費がかかるということでございます。先ほどの待機児童の表と関連して言いますと、低年齢児の待機を解消すればするほど公立の場合にはコストがかかるということでございます。

次に参考資料 1 でございますが、幼稚園・保育所の運営にかかるトータルコストを弾きました。今、習志野市では施設白書を検討しておりますが、習志野市にあります 28 施設の今後 10 年間必要とされる修繕改修費を積算いたしましたところ、今後 10 年間で 51 億円となっております。これを単純に単年度にいたしますと、5 億 1 千万円、18 年度の実績で申しますと 3 千万円の計上しかできませんでしたので、これの 17 倍程

度かかるということでございます。この他に運営費がかかるわけございまして、18年度で言いますと幼稚園・保育所で29億円かかっています。トータルいたしますと単年度で34億円でございます。現在かかっている経費は3千万円と運営費でございますので、今後過大な負担があるということでございます。

それから参考資料の3でございますが、K委員さんからご要望のあった点についてご用意いたしました。習志野市の今後の財政シュミレーションということでございましたが、現段階ではございませぬので、過去の推移を示させていただきました。市税の推移を昭和53年度から並べました。ご覧のとおり右肩上がりを実に表しているわけございまして、平成2年にバブルが弾けまして財政的には平成4年から影響を受けております。それ以来右肩下がりと言いますか、下がっている状況でございます。19年度は一過性として上がりましたが、それでも平成5年のベースになっているという状況で、保育所の運営費に投入することが非常に難しい状況になっております。その裏付けとして、一人あたりの税額で比較したのが下の表でございます。普通徴収の方と我々のような特別徴収の方をそれぞれ並べたものでございます。団塊の世代が退職して高齢化しております。そういたしますと年金収入で普通徴収となるわけですが、一人あたりの収入は当然今後減ると思われます。特別徴収は税制改正がありまして上がっておりますが、低下傾向にあると考えております。1枚めくっていただきまして、今申し上げました普通徴収・特別徴収の人数の伸びでございます。ご覧のとおり普通徴収の方々が伸びている状況でございます。1枚めくっていただきまして、3-3ですが、歳出の方から市の財政を見てみたものでございます。平成4年度、バブルが弾けまして一番苦しい時期でございましたが、ご覧のとおり各費目の予算計上をしてまいりました。保育所にかかる運営費は民生費でございまして、ご覧のとおり増加しており減ることはない状況です。構成比もかなり上がっております、現在20%ぐらいだと思います。今後、子育て支援を考えますとこれは低下することはないと考えております。それから扶助費の推移を次にお話をしたいと思っております。扶助費と申しますのは、生活保護費ですとか、こども部で申しますと児童手当とかでございまして、これは市民生活を保障する意味合いがありまして、市側から見ますとこれは義務的な経費となります。ご覧のとおり児童福祉にかかる扶助費、児童手当や子どもの医療費などでございますが、かなりの増額となっております。ご承知のとおり生活保護費は社会一般に伸びておりますが、児童福祉費も増加をしている状況でございます。15年前の2倍以上になっております。

それから参考資料の4でございますが、これにつきましては、この検討委員会で東習志野こども園の検証の際に、その結果として中間報告で「総じて良い」というご意見をいただいたところですが、改めて国における認定こども園のアンケートの資料が入手できましたので配布させていただきました。これを見ていただきますと、私どものアンケートの結果と同じように、保護者の8割の方は評価をしているという状況になっております。これに関連をいたしまして、今日配布をいたしました追加資料の1ですが、これは〇〇大学の〇〇教授が認定こども園にアンケートを実施した結果でございます。今後の認定こども園の制度の改正のために活かしていくと聞いております。

この結果といたしましても、満足をいただいているということで、「総じて良い」というご意見をいただきましたけれども、こういったものを参考にいたしましても、東習志野こども園の結果についても問題はなかったと思っております。

追加資料 3 でございますが、普通交付税の仕組みとなっておりますが、先ほど公立保育所の国庫補助金がなくなったというお話をさせていただきましたが、なくなったのではなくて普通交付税の基準財政需要額に算入されたということでございます。普通交付税にいく前に三位一体改革についてお話をさせていただきたいと思えます。3 つというのがキーワードになりますが、一つは国庫負担金を廃止する。2 番目に税源を移譲する。3 番目に交付税を改革する。この 3 つで三位一体と言われております。それで交付税改革がどうなったかという、今申し上げましたように公立保育所の運営費が削減をされました。仕組みとしましては基準財政需要額、いわゆる支出をだしまして、収入をだしまして、足りない分が普通交付税として交付するというのが仕組みでございます。今、習志野市ではどうかというのは一番下の表をご覧くださいと思います。公立保育所の負担金が削減されましたように、平成 16 年度から 19 年度において各費目で削減された額は 7 億 6 千 467 万 3 千円で、これに対しまして税源移譲されましたのが、10 億 2 千 305 万 1 千円で差額は税が増加したということになりますが、交付税改革によりまして、普通交付税と臨時財政対策債が削減されまして、これが 14 億です。ご覧のように影響額として 11 億の財源不足になっているところでございます。

追加資料の 4 につきましては、タウンミーティングの質疑要旨でございます。以上です。

会 長

ありがとうございました。続いて参考資料 5 ですが、K 委員さんよろしく申し上げます。

K 委 員

今回の資料はご覧いただいて読んでいただければと思いますが、一つは財政の問題が先ほどから色々なお話がありましたけれども、別の見方もできるということで、参考までに数字を拾ってきたものを載せました。特に今、公務員数を減らすということで、集中改革プランですとか財政の問題ですとかが非常に絡んで、特に保育所の問題も密接に絡んでおりますので、それを皆さんの検討の材料にと思い付けました。今後機会を見て取り上げて話ができればと考えています。以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、今日いただいた資料はご説明をいただいたと思えます。資料の 8 ですが、これが一番重要な問題であろうと思うわけです。これまでこの委員会でこども園の整備ということで、杉の子と袖ヶ浦の検討をしてきたわけですが、あと前回からそれに絡んで民営化という問題を始めたわけですが、民営化の方は非常に検討する要素とか、あるいは具体的にどうするかということが沢山絡んできて、この委員会の中で十分議論が尽くせるかどうか疑問をお持ちの方もいらっしゃると思えますが、先ほど K 委員さんがおっしゃったように財政の話は 1 回目から聞いておりますが、市の立場では当

	<p>然でしょうし、市民への説明責任というのがあると思いますが、ここでは違った立場で、良いものを作っていきたいということです。中間報告は作ったわけですが、私たちは当然最終報告書を作らなければいけないわけですが、できるだけ色々な意見をいただいて、まとめていきたいということでこれまでも行ってきました。単純に採決を取ると、「こうなりました」という形になってしまって、市民の方々への説明責任が委員会として果たせないという思いがあります。できるだけ色々なご意見を拾って、その中にはもちろん根本的な是非にも触れていただいて結構だと思います。それも含めて市の方に委員会としてこういう意見もありますという形で行いたいと考えています。今、事務局の方から施設白書計画のお話がありましたが、これは決定したものですか。</p>
事務局	<p>現在検討中でございますが、まだ決定はしておりません。</p>
K 委員	<p>関連で質問ですが、この根拠を、どういう風に積算しているのか示していただかないと、これを考えることができないのではないかと思います。色々な改修を行う上で、緊急度の問題も絡んでくると思います。何回か前に耐震診断の結果がありました。すべて終わっているわけではないところでどういう風にこれを積算しているのかという疑問があるのと、耐震性としてはそれほど満たしていないわけではないというものも含まれてきます。これをみますと単純計算で1箇所あたり2億程度になるかと思いますが、額そのものが本当に正しいのか判断するのに材料が欠けていると思います。根拠と併せて耐震診断の結果も示していただければと思います。</p>
会長	<p>現時点で分かるものはありますか。</p>
事務局	<p>施設白書は現在検討中でございますが、昨年からの検討を始めております。51億につきましては、全施設を回りまして、専門家が目視をして、耐震・大規模修繕・バリアフリーなど全て積算をいたしまして出したものでございますので、かなり詳しいものとなっております。ただ、検討中でございますので各施設の金額につきましてはこの段階ではご容赦いただきたいと思っております。私どもとしてはこの数字を踏まえなければいけないと考えております。</p>
会長	<p>正直こんなにかかるのかなと思いますが、専門の方が見られたということなのでそうなのかなと思いますが。</p>
K 委員	<p>もう一つよろしいでしょうか。今後10年間にやる必要があるかどうかというのも一つの問題です。これが20年間でやれるものなのかということも考えれば、単年度当たりの金額が下がりますので、その辺も併せて正しいのかどうかという問題もあるかと思っております。</p>

会 長

そうですね。その辺の判断は色々できるかと思いますが、実際問題としてお金がかかってくることで、今、3千万しかやっていないのに51億も出せるのかと、素朴に市民は思うと思います。しかし、危ないものであれば緊急にやらなければいけない、これも事実ですからこういう形になるのかなとも思います。10年間の根拠はあると思いますので次回の時に、なぜ10年にしてあるのか、仮に15年にできるとか、施設によってはさらに20年に延ばしても良いのではないかということがなかったかどうかを調べておいていただけますか。いずれにしてもお金がかなりかかるということは事実だということのようです。

この委員会での今後の審議の進め方お諮りしたいのですが、先ほどB委員さんのご意見にちょっと待っていただいたのは、例えば募集要項で保護者の意見が反映されるのかとか、あるいはガイドラインをどう作っていくのかということは非常に重要なことだと思います。それで、直ぐにこの件に入ってしまう良いものかどうかということが1点あるような気がします。この委員会の議論の中で初めは全て民間移管で行っていたものが、業務委託などの委託ということも出てきたとか、それから、後期の計画については不確定要素が多いと、未定とはおっしゃっていませんでしたが、そういうことも考えると私たちは議論の中で心配なことを質問しながら議論を重ねてきたと思います。私たちは一定の結論を出さなければいけないのですが、どういう風に結論を持って行ったら良いのかということです。今までの方式でやりますと皆さんのご意見でまとめています。私たちは市の方からこういうことについて「ご意見を伺いたい」ということで始めたわけです。その意見の中には、例えば「もっと慎重にしてほしい」とか「どうなんだろう」という意見もあって当然だと思います。そういうことも含めて挙げておく必要があると思います。そのことを踏まえて、杉の子に関してもそうですが、私たちの方では実際に当事者参加で良い形のものを造っていただくための協議会のようなものが具体化しているのかということとか、そして、さらに民営化の問題ということで、以前、どなたかのご意見で「本当に事業者が手を挙げるのかどうか」という具体的な問題ではありますが、手を挙げる方がいなければそのまま公営で続けるという回答がありました。現在未定である2期計画は別として、1期計画の方は私たちなりの結論を出さなければいけないわけです。そこで、「こういう形でまとめてほしい」などのご意見があればと思いますが、先ほどL委員さんからはかなり踏み込んだお話をいただきました。委託や指定管理者の公設民営にしろ、民設民営にしろ、非常に一長一短があると私は思います。この委員会で「どちらが良い」ということにした方がいいのかどうか、そういうようなことのご意見も頂ければと思います。当然、B委員さんがおっしゃったような、保護者の意見が募集要項やガイドラインにということは、やはり私たちでも、細かいところは難しいかもしれませんが、ある程度示さなければ民営化は道筋として出来ないと 생각합니다。市の方も困ると思います。「こういう形であれば不安は比較的薄いのではないか」程度のもは少なくとも議論する必要があるかなと思っています。こういう問題について今後どういう風にまとめていくか、あるいは議論を進めていくかのご意見をいただけたらと思います。

H 委員	<p>今回の議事からして「私立化について」ということですが、正直に言うと私だけかもしれませんが、目的がいま一つ分からないということがありまして、この委員会の中で私立化についてどこまで結論を出すのかということだと思います。市の方で私立には色々な形態があるというお話がありましたが、市の方である程度私立化に関しての指針のようなものがあるのかどうか気がになります。それが無いということであれば、この委員会の中でどういう私立化が良いのかということを検討すべきなのか、委員会の中でどこまで結論を出して良いのかいま一つ掴めていないところがあります。ですから、市の方から「こういう指針を出してほしい」とか「こういう結論を出してほしい」ということをお聞かせ願えればと思いますがいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>いかがですか。</p>
事 務 局	<p>目的といいますか、今、事務局から財政の問題を中心にお話をさせていただきました。本来、財政的な問題というのは一つの目的を達成するために付随するものであると認識しております。なぜ民営化ということを私どもが問題にしなくならなくなって、今回の素案を提案し皆様方にご審議いただいていることについて少し触れさせていただきたいと思いますが、一つにはこれまでも何度もお話をさせていただいておりますが、公立幼稚園の在園児が大きく減少して子どもの発達に関して問題があるということがございます。二つ目には、保育ニーズの高まりによって冒頭説明させていただきましたように、待機児童が多く発生している、いわゆる保育サービスの供給量を増やさなければならないという問題があります。サービスの量を増やすということについては、待機児童だけではなくて一時保育、また子育て家庭9千人の中で在宅家庭への支援もしていく必要がある、こういったサービスの量が求められております。そして、質の確保をしっかりとしていかなければならないと思っています。そして、もう一つは施設が非常に老朽化している問題をどうするか、こういった問題を総合的に考えた中で、これからの習志野市が保育をしっかりとしていくためにはどうしたらよいか、先ほどB委員さんから公立の素晴らしさのお話をいただきました。非常に有難いお話だと思います。ただ、このまま公立が続けていけるかという危機意識を持って今回提案をさせていただいているということもございます。保育所の多くは臨時採用職員の力によって運営されている、臨時採用という不安の中で安定した保育を求めていく中で、短期雇用であるため半年で退職されていく方、先ほど申しあげましたように年度末に多くの方が退職されていって、保育の担当が変わっていくという状態が今の習志野市の実態でございます。しっかりとした保育体制をどう作り上げていくのか、そしてこども園を中心として多様なサービスの供給をしたい、私立と公立のこども園があいまって、保護者の選択の中で必要なサービスが受けられる体制をぜひ作り上げたいというのが今回の素案の基本でございます。そうするためには、私立化によっていかに習志野市がその体制を維持できるか、確保していくのか、これによって軽減された財源を私どもは他に使うわけではありません。習志野市がしっかりとした子育て支援をしていくための体制を作るために使わせていただきたいという気持</p>

	<p>ちを持って提案させていただいているということが基本であるということでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それは、以前にもお聞きしていたかと思えます。中間報告もある程度その費用について軽減できたものについては子どもに還元する形にするという話も上がっていたかと思えます。そこまではよく分かるのですが、今お聞きしたかったのはもう少し具体的なことだと思えます。H委員さんどうですか。</p>
<p>H 委 員</p>	<p>付け加えて申し上げますと、今のお話からして保育サービスの充実ということであれば、別に私立化に頼る必要もなくて、せっかくこども園整備を検討しているわけで、これから7園にしていくということで計画がありますが、その7園の中で保育サービスの充実を図っていくことを考える方が良いかと思えます。ですから、老朽化による廃止を、民営化にするという発想は少し安易ではないかという気がします。せっかくのこども園を活用していけば良いかと私は思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>こども園はこれからのサービスの供給量を増やすということだけではなくて、習志野市がこれまで築き上げてきたものを継承していく施設として位置づけ、そして拠点として位置づけ、そして多様なサービス提供主体の中核施設として保育の灯台として照らしていきたいと思っています。中核施設の位置づけの中には、地域を捉えまして、地域の核として多様な保育サービスを提供する、地域の皆さんのご協力を得ながら行っていくというのがこども園だと、そして、親御さんの就労に関わりなくサービスの提供ができる、保育所・幼稚園に関わりなく保育・教育の提供ができる、そういう施設を私どもはイメージしているところでございます。決して、安易に集約あるいは民間にお願いをしていくということではなくて、こういう形の形態を取っていくことによって習志野市のしっかりとした保育体制基盤を作り上げていきたいということでございます。</p>
<p>H 委 員</p>	<p>ちょっと理解ができていないところがありますが結構です。</p>
<p>会 長</p>	<p>まだ、ご発言されていない方どうぞ。</p>
<p>G 委 員</p>	<p>先ほどのお話の中で、公立園児の減少ということがありましたが、最初のL委員さんのお話で多様化というお話もありましたが、それが、習志野市の誇る私立と公立の両立といいますか、両方が共存していくことの良さを感じておりまして、今、民営化のお話になっていますが、ぜひ公立の良さをもっとアピールしていくこと、それから、非常に怖いなと思ったのは、今回の追加資料に出ていますアンケート結果を見るにしろ、やはり先ほどB委員さんからもあったように、子どもにとってどうなのかという項目がないというのが怖いなと、親のニーズばかり追って行ってしまっているのは、非常に一番大事なところを落として行ってしまったのでは基もこうもないということが</p>

<p>会 長</p>	<p>私は怖いと思っております、今回の追加資料に触れられているのですが、「子どもたちよりも働く保護者の方ばかりに偏って目がいってしまいがちになり、肝心な子どもたちのことをおろそかにしてしまうのではないか、との懸念の声もあった」とあります。こういった視点を忘れては絶対にいけないと思い、この辺が非常に怖いなと思っております。</p> <p>その辺は委員の皆さん共通しているところではないかと思えます。そういう意味では、L委員さんがおっしゃっていましたが、色々な公立・私立、あるいは幼稚園・保育所、こども園も含めて、保護者の選択の幅が広がって、良い意味での質の向上の努力、そういう中で保護者の選択幅が広がっていくというのは、利用者の皆様の利益にかなうことだと思います。今のようなご指摘もこの委員会では共有するものであらうと思えます。</p> <p>他にご意見ございますか。</p>
<p>J 委 員</p>	<p>今まで以上に今回、市の意としているところが財政の問題に到着したようで、財政問題の資料が沢山あるわけですが、財政が豊かであればなにも幼稚園・保育所の再編は必要なかった。だけれども現実にお金がないと。だから色んな事を加味した上で幼保再編計画ということが上がってきたと思っています。財政の問題というのは、幼稚園・保育所に限った話ではないと思います。先ほど参考資料の3-3を見させていただきましたら、児童福祉費とかが上がっていく中で、こういう問題は別の部署で討議されていると思いますが、老人福祉費は先細りで、これだけを見ますとほとんどないです。最初に合ったものがどこかでしわ寄せがきて、こういうやり方で財政を健全にしていかなければいけないだろうということを考えているのだろうと私は考えています。それで、この委員会に何を求めているのかというご質問がありましたが、私たちは、今までも本当に色んな方が色んな意見を出して下さって、私も知らなかったこととか、そういうこともあるのかということが分かったのですが、やはり市が提供した計画をむしろ応援するというよりも、良い方向にもっていくように考えて議論していかないと、いつになっても堂々巡りになってしまっただけで立ち行かないような気がします。だから、今までの意見をみんな市の方はお持ちなわけですから、それを参考に一番良い方向で再編計画がなされるようにしてほしいと思っています。何はともあれ、お金がないんです。私は市役所の人間に寄っているわけではありませんが、今の世の中の情勢を考えた時に、やはり綺麗ごとだけではやっていけない。財政が破たんしてからではこういう議論も無くなってしまいます。そういうことを踏まえた上で市の方には頑張ってください、より良いものを作ってくださいと思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>できるだけより良いと考えられるものを、この委員会なりにまとめたものを、ぜひ市には実行していただきたいと思えます。受け止めるということだけではなくて。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>まずこの議論が指定管理者であるとかに入りかけているのが私は残念です。民営化</p>

をするかしないかというところから皆さんでもう少し考えていただきたいと思います。なぜかと申しますと、前回は資料で出しましたが、民営化の過程において非常に多くの子どもたちが傷つくという問題があると思います。大きな怪我をしてしまうという事例もあれば、慣れ親しんだ先生たちがいなくなってしまう。あるいは民営化された後に次々に先生が入れ替わって、酷いところになるとほとんど1年で総入れ替えというような民営化された保育園もあります。そこまでいかなくても、横浜市の民営化の初年度では年間の離職率が40%に留まったのですが、2年目以降は50%、つまり半分入れ替わってしまうという状況が続いているわけです。子どもたちにとっての日々の安心であるとかが確保されない、民営化によって引き起こされるという状況の中で、果たして民営化という方法論が良いのかどうなのか、私も民間で保育をしていることを否定しているどころか、多様なものがあるというのは、それはそれで非常に価値もあるだろうと認めますが、民営化という手法自体をもう少し考えていかなければいけないのではないかと思います。あまりにも子どもに対する影響が大きすぎるからです。先ほどから子どもの視点に立ってということとは共通していることと皆さん思うのであれば、子どもに対してどのような影響が及ぶのか十分考えた上で、考えていかなければならないと思います。また財政の話もありましたが、関連して申し上げますと、習志野市の財政がもちろん余裕があるとは言えないと思います。ただ、現在は健全であるということは間違いない。それは12月15日号の広報習志野でも健全であると高らかに書いてあります。将来的にどうなのかという予測もあるかと思えます。それは色々な条件が重なってきますので、今、市税の伸びが鈍いと、ただそうは言っても子育て世代であるとか、いわゆる稼働世帯と呼ばれる、働いて税金を納める世帯が増えてくれば市税収入が伸びてくるわけですし、習志野市は個人住民税が非常に全国の自治体の中でも占める割合が大きいです。そういうことも考えると、今の非常に厳しい経済状況の中でも、企業城下町でもありませんので、一気に税収を失うという危険性もないわけです。ですので、そういった意味から破たんという危険も全国で1297番目です。実質公債費比率も13.2%ということで、それほど大きくないです。しかも下水道の敷設率は80%を超えていて、今後大きな借金を重ねる必要もないです。そういう中で考えた場合、荒療治とあえて言わせていただきますが、ここまでの荒療治が必要かどうか。つまり第2期計画以降について今は検討できないというお話ですが、素案全体をみるとやはり荒療治であまりにも大きい。財政の厳しさであるとか色々なことを考えた場合、ここまでやる必要があるのか、また、確かに色々な要素を考えれば色々な事が必要とされてきていることは私も十分認めますが、民営化といった子どもに対する影響の大きい手法を避けることが、何らかの形でできないのかという考え方もできると思います。そういったことを議論していただければと私は考えています。

会 長

今、そういったご意見がありました。ここの議論ということですが、他の委員さんもK委員さんのお話についてでも結構ですし、その他のご意見でも結構ですのでご意見いただければと思います。

B 委 員	<p>私もK委員さんと同じで、民営化することが果たして子どもにとってどう変化があるのか、民営化による子どもたちへのメリット・デメリットはどうか。今、守られている安心安全は果たして民営化で守られるのか。やはり民営化にすることが今の時代、今のこの時期で良いのか悪いのかというところから話し合っていたideきたいと思っています。先ほどK委員さんも前期計画、後期計画と分けて考えられないのではないかとということをおっしゃっていましたが、私も不安なことがありまして、杉の子こども園、袖ヶ浦こども園が着々と決まっていっているようですが、そこで前期計画が終わって後期計画になった時に、谷津地区では公立の保育所・幼稚園を残しましょうとなった時に、それでは不公平ではないかと、杉の子とか袖ヶ浦の地域の保護者の方が言うであろうと、でしたら不公平にしないために最初のとおりのこども園計画は7つに、後は民営化になってしまうのではないかと不安があって、やはり前期後期計画と分けて考えられないのではないかと考えています。</p>
会 長	<p>今、色んなご意見がありました、B委員さんから一旦造ってしまうと他と不公平になるという論理が出てくるのではないかと心配ですが、市の方ではどうお考えですか。</p>
事 務 局	<p>現段階でお答えできる内容ということでご理解いただきたいと思いますが、現段階の中で計画は7つのこども園ということで整備してまいります。平成26年度までの後期基本計画の中ではそのように表現されております。これが習志野市で一番上にある総合計画の中で7つを目指していくとあります。その部分の中で具体的に実施をしていく計画が22年度までにこども園を2園造っていくという実施計画を示し、それを具体化するために今回素案を作り上げてきております。第1期が作られて第2期はどうなるのかは、2期の時には見直しはあるかもしれませんが、ただ、考えるにあたりまして、第1期計画を踏まえた中での考え方になっていくと思っています。ですので、無くしてしまうということはないでしょうですし、保育ニーズの高まりの状況がなくなっていくであろうということではなくて、どんどんサービスの供給量をどうやって提供していけるのか、そして先ほど子どもの視点がないというお話がございましたが、その子どもの視点をしっかりと捉えた中で、こども園を造り上げていく、子どもをいかに大事に育てていくかということで私どもは今回の案を提案させていただいているところでございます。また、民営化にあたってご議論をいただいておりますが、私立の保育所・幼稚園が全て素晴らしい状態ということではないかもしれませんが、決して私立では駄目だということではないというご理解はどなたでもできることだと思います。私立に園をお任せするにあたって、今、お話をいただいた部分は移管を捉えてのご指摘と思います。移っていく過程での子どもの心をどのようにということだと思いますけれども、この部分については、私どもも慎重にしっかりと子どもさんのこと、親御さんのことをしっかりと踏まえて、ご理解いただける内容で民間の力を借りていくことができるか、今後ご議論をいただく、また、私どももご提案をさせていただく</p>

	<p>ことになろうかと思っております。以上でございます。</p>
会 長	<p>他にありませんでしょうか。</p>
H 委 員	<p>先ほどから目的にこだわってしまうのですが、ある程度この議題に関しては方向性が出ていく感じがします。市から最初に説明を受けているように、別に何が何でも民営化するということは一言も申し上げていないので、できるのであれば民営化すると、できなければ公営で残すという風に言われているわけで、財政の問題だけではなくて、市としてはサービス面も考慮しながら民営化をしていくということをおっしゃっているわけですから、ここで民営化の是非をあまり問うべきではなくて、民営化のやり方として結論を出してほしいということだと思ったのですが、指定管理者が良いとか業務委託が良いとか民設民営が良いとか、そういった結論を出す場だと思っていたのですが、多分そうではなくて、色々皆様のご意見を伺いたいという市の意向だと私は思うので、ある程度結論は出ていると思いますので、そろそろこの議題に関してはいいのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>他にご意見ございますか。</p>
D 委 員	<p>色々皆様のご意見を拝聴しまして、この間、K委員さんが横浜市の事故の話がありました。民営化した保育園でというお話ですが、そのデータをお願いしたのですがまだいただけていないので。</p>
K 委 員	<p>すみません。</p>
D 委 員	<p>それはさておき、移行したから事故が起こったとも言えますが、移行した時にどういう風にすれば事故の発生が防げるかということを考えるのも必要だと思います。それと同時に、前から午睡時間が心配だとか、沢山の子どもたちの保育をする場になっていることに不安感があるとか、色々ありました。確かにまだ未知の世界だとはっきり言ってだれも何も言えない、断定できる人は誰もいないと思います。ただし、今日の資料で全国の認定こども園がこれだけでできている。それと、冒頭にL委員さんが専門家の立場で色々とお話をいただきましたが、あと、今日いただいた保護者の連絡会の中にも「専門的立場から」ということが沢山書いてある、これは、例えば午睡時間にしてみれば、K委員さんがおっしゃったようなご意見をお持ちの方もいると思います。専門的に裏付けて。ただし、そうではない反対の意見を述べられている学者もいます。例えば教育学会とか、私はそういうことは分かりませんが、幼児に関する学会のようなところで「幼児の午睡はこうあるべき」という結論はないと私は思っています。だからといってK委員さんのご意見に反対ということではありません。ですから、そういう懸念は沢山あるだろうけど、こども園の検証については、あのような形で行って、K委員さんも設立目的とか趣旨とかは十分理解できるというご発言もあったよ</p>

うに、こども園が悪いわけではないと思います。財政を助けるために保育一元化をしたのかなど、それだけではないと思います。国の方針が保育一元化ということになって、こども園の計画を進めている。前にも言ったように、素案の中で7つと言っていますが、とにかく7つが良いとかということではなくて、こども園というものが実際に良いものなのか悪いものなのかを見るために、東習志野こども園で色んなご意見があります。子どもさんを預けている親御さんにとっては色んな心配はあるでしょう。そういうものを吸い上げた上で、杉の子こども園に反映して下さいということを、この前、要望をしたわけです。当然、その流れで3番目の袖ヶ浦こども園は第1第2のこども園で出てきたものを、ここはこう改善しなければとか、東習志野こども園の園長先生がおっしゃっていたように、どんどん改善しているわけです。職員会議の中で「こうしましょう」とかあって。そういうように場で作り上げていくものだと思います。やはり良いものを作ろうという前向きな視点で考えていかなければいけないだろうと思います。それと、移行のことでK委員さんが心配されておりますが、例えばこの保育所を民営化となった場合、「懸念することは、こういう点があるから、これについては守ってください」ということを市の方に要望するというので、我々が不安を感じていることを全部市の方に要望をして、良い方向にしてもらわなければならない。K委員さんは健全財政だとおっしゃっていましたが、習志野市の財源は決して健全ではないと思います。お金の問題は重要な問題ですが、今ここで討議をしているのは、お金のよりか子どもたちのためにどうあるべきかです。だから、こども園が7つで足りなければ、もうあと2つ3つ造ってほしいということも有り得るわけです。7つということが決まっているわけでもないです。平成30年とかの話でしょ。その時の市長が誰だか分からないけれども、「検討委員会でこういう不安があったということで、こういうことは起こさないで下さい」という付帯事項を付けて、やはりいつか結論を出さなければいけないと思います。我々の意見として。その時には、皆さんの不安を全部ぶつけ合って、会長さんにまとめていただいたものを、この前の中間報告みたいに皆で検討して、K委員さんがこれでは物足りないというようなご意見もあって補足をしました。あのような形にして出さなければならないのではないかと思います。

会 長

まだ、1委員さんと副会長さんも何かありましたら。

事 務 局

申し訳ありません。1点訂正させていただきたいのですが、先ほどお話をさせていただきました時に、後期の第1次実施計画の中で、こども園を2園と申し上げましたが、再編素案で2園ですが、後期基本計画の中では7つのこども園を目指して造っていくということは謳われておりますが、具体的にいつどこにいくつ造るということは、再編素案の中で第1期計画として2園のこども園整備と私立化ということをご提案させていただいているという流れでございます。申し訳ありません。訂正させていただきます。

会 長	I 委員さんお願いします。
I 委 員	<p>先ほどから議論を聞いておりました、H委員さんと共通するところがあるのですが、この検討委員会で民営化の結論を導き出すのは現段階では非常に難しいのではないかと思います。皆さんそれぞれのお立場があって、「強硬に民営化反対」と言われる方もいれば、「どちらが良いか分からない」と判断される方もいるでしょうし、また「財政的に習志野市は非常に厳しい立場にあると、これ以上市の運営はやっていけないのではないか」ということで賛成を唱える方もおられると思います。この人数で最終的に素案を叩き上げていくのは現段階では非常に難しいと思います。私としては、H委員さんがおっしゃったように、行政側が方向性を変えないで、ストレートに市民に訴えていただきたいと思います。というのは、結果論として財政がどれだけ圧迫しているのか、正直なところ体感として分かりません。このまま保育所・幼稚園を運営していけばどういう形でどういう所に影響が及ぶのか、このまま運営できないという判断をされたのか、その辺をもう少し詳しく聞いた上で、本当にこのまま運営できない、だから一部民間委託、あるいは民設民営でという風にストレートに言っていただいた方が、私どもを含めて市民の皆さんの理解を得やすいのではないかと感じております。保育サービスの充実、待機児童の対策ということがあって、最初の財政的に非常に厳しいということがなかなか見えてこない。やはり、当然皆さんは、今までの市の運営が理想とするならば、このまま運営されるのが一番望ましいと思いますが、このまま運営できないということであれば、運営できない部分をどういう風にしていくのが最終的に良いのか、最終的には民営化もやむなしという判断までしか、我々の委員会ではできないのではないかと考えています。ただ、全ての運営を民間にしますとかという色んな問題はあろうかと思います。この検討委員会のこのメンバーの数だけでは、なかなかそこまで踏み込んだ結論を導き出すのは、ある意味危険でもあり、非常に難しい問題であると感じております。行政側に申し上げたいのは、このまま運営できないのであれば、どういう風に運営できないのか、またどのくらいお金がかかるのか、見通しとしてこういう風にできなくなる、先ほど老人福祉のお金は削られているということで、その影響はどこにあるのかということ、もう少し我々市民にはっきりと見せていただいた上で、民間に任せていくしか術がないということをもっと少し見せていただければ、皆さんの理解も違うのではないかと思います。</p>
会 長	ありがとうございます。副会長さんいかがですか
副 会 長	<p>私立幼稚園経営している者として、話をすると私立幼稚園の擁護のために話しているように取られる可能性があるのですが、皆さんの話を聞いていますと、財政のことについてあまりどうかと、1から10まで考えたら財政です。財政というのは、お金をいかに上手に使うかということが一番大事なことです。私が保育園のことがあまり分からないように、皆さんも幼稚園のことはあまり分からないと思います。役所の方は、朝から晩までここに勤めて、財政のことや教育のこととか全てしているわけです。</p>

私は私立幼稚園の経営については分かります。公立幼稚園は良く分かりませんが、国から補助金がなくて、公立の幼稚園の運営は全部市のお金でやっているということだけは分かります。先ほど申し上げましたように、私立は国から補助金が一人14万円くらいです。それから保育料ですが、公立ですと1万円弱です。それに対して私立は3万円程度。そうすると1万円と3万円とどうして3万円の方に通うのかと。皆さんの中で公立が私立になると心配だということをおっしゃっていますが、私立は駄目になったら潰れてしまいます。だから設置者は必至で命がけです。それから先生方の経験年数が公立幼稚園は長いから良いと言っていますが全然違います。経験年数が少ない方が生き生きと子どもと遊んで良い結果がでています。K委員さんがおっしゃっていましたが。

K 委 員

それは分かりますが、さまざまな議論になるのではないのでしょうか。

副 会 長

両方見てみないと分からないです。私は30数年間やってきましたから良く分かります。お母さんが言いますが、どうして私立幼稚園を選んだのかと聞きますと、公立幼稚園は年配者ばかりで私立幼稚園は若い方がいっぱいいるからということで、それで子どもが「こっちがいい」と言うし、幼稚園のやり方に合っているからと、私のところでオープン保育的なことで行っていると、それが自分の子どもに合っているからと、先ほど教育の多様性ということがありましたが、そういうように選んでいるわけです。信用できないかもしれませんが本当です。あまり年齢のことを言うのもなんですが、50代の方と30代20代の方と比べても、子どもはやはり生き生きとした先生が好きなんです。私は教育内容のことで申し上げているのです。K委員さんもいつでもいいですから私の幼稚園を見に来て下さい。あるいは他の私立幼稚園でもいいと思います。もちろん公立幼稚園の教育が悪いということではありません。公立幼稚園でも評判の良いところ悪いところもあるのではないのでしょうか。ただ、私立幼稚園は競争です。駄目なら駄目になってしまう。それで、公立幼稚園の場合は競争原理がありません。私立幼稚園が良いか悪いかは理事長にかかっているということです。トップ次第です。ところが公立幼稚園は園児数がいくら減ったって給料は下がりませんから。財政の面で考えたら普通は安い方へ行くと思います。実際の教育内容を現場に見に来て下さい。私の友人も言っていました、実際経験をしないと良いか悪いかは分からないそうです。だから実際に色々見てみて、父兄が3万円の方を選んでいるのではないのでしょうか。財政の方は先ほど申し上げましたように、これから耐震対策とか老人対策とか色々ある時に、間違った選択をしてはいけないと思います。公立幼稚園をもし造らなかつたら相当な財源が残っていたわけです。今は毎年赤字です。30年前にそういうことを言うと「何を言っているんだ」と、今は行政改革の話が出てきて、分かる人は分かるようになってきました。K委員さんは色々調べて資料を出していただきますが、所得の低い方に市のお金を沢山つぎ込むということは良いことだと思います。私立に来て父兄は自分の子どもの保育料も払って、公立幼稚園に行っている子どもの保育料も税金で払っていることになります。何回も同じことを申し上げますが、私ははっき

り言って財政に尽きると思います。お金を大切に使うということだけは考えなければいけないと思います。江戸川区は公立幼稚園を造らずにそのお金を補助金で皆さんに配りました。ですので、効率良く皆さんが通っているという話も聞きます。公立のことを私が言うのは嫌なんですけど真実は真実です。千葉市や船橋市になぜ公立がなかったか、やはり立派な方が居たんでしょうね。昔の話ですが、ある面ではやはり競争原理がなければ駄目なんです。

こども園ですと、幼稚園の子と保育所の子で生活形態が違うという問題点もあるでしょうけれども、子どもはすごく柔軟性があります。私のところでも預かり保育をやっていて、多い時は20人ぐらいです。

財政を本当は考えて、その財政の中でいかに公立幼稚園でも費用をうまく使って、できれば公立幼稚園でも評価をする機関があつて評価をして、良い人は給料上げて悪い人は給料を下げるというようなことがあれば、公立幼稚園も良くなるのではないかと思います。民営化して浮いたお金はどうするかと言えば、所得の低い方に回せばいいんです。ですが、全て回したら市の財政が変わりませんから、半分ぐらいとかの割合で回して行って、そういう風にすれば良いのではないのでしょうか。

保育園は私立も公立も財源が国からきているので変わらないようです。ただ、市の方はそのお金を一般財源ということで何でも使えるわけです。保育所のことだけに使うということではないようです。

会 長 ありがとうございます。

B 委 員 会長すみません。2点だけよろしいですか。

会 長 はい。

B 委 員 先ほど副会長がおっしゃっていた、若い先生が良いという話ですが、実際私も私立幼稚園で働いたことがありまして、若い先生たちが多くて、フットワークも軽いし、臨機応変に色々対応ができると思います。その後、私は公立保育所で保育士をしました。その時に感じたのが、経験の多い先生がいるおかげで安心して若い先生たちも保育ができる。また保育だけではなくて、色々子どもたちに教えていかなければならないことが保育の現場ではありますので、そういったことが先生たちから学べるということで、やはり経験年数の多い先生がいることでこんなにも違うと、保育の幅が広がるということが両方働いて感じました。実際親として思うことは、若い先生と経験の多い先生が入り混じって良い状態で保育していただけることが有難いと感じていることが1点です。

もう1点は、今日の要望書については取り上げないのでしょうか。もしそうだとするならばせめて3番のことだけでも。

会 長 この後触れたいと思ったのですが、今日いただいたばかりで中身の検討はしており

ませんが。今、ざっとでよろしいですか。その前に、今日のまとめを少しさせていただきます。

今の副会長さんのお話は、恐らく、色んな年齢のバランスがあってというのは当たり前のことですので、副会長さんもそのことを否定しているわけではもちろんないと思います。ありがとうございました。

先ほど事務局の方から、公立の幼稚園・保育所を再編していくという理由がありましたが、そのことも含めて今日色んなご意見がありました。H委員さんやI委員さんの方から、もう少し市の考えているところを出してほしいという要望がありました。それに基づいて議論をした方が生産的ではないかというご意見だと思います。私も色んな委員会を経験したことがありますが、この委員会は全くシナリオがありません。ただ資料だけを配られて、ご説明を聞いてやっていくということで、当初9月とか結論をとということがありましたけれども、色んな意見を出して議論してきたと思うのですが、そういう意味では資料はこちらで要求したものはいつも出しているのですが、市の方ももう少し分かっているものがあればお話をいただければと思います。前の会議で確認させていただいたと思いますが、私たちの上位機関という用語弊があるかもしれませんが、次世代の会議です。次世代会議の中の実現すべき項目の一つがこども園の設置であり民営化問題等の一行です。それを踏まえると、そちらの委員会の議論は一体どうなっているのだろうということが気になります。計画作りは来年度以降だと思いますが、ニーズ調査をしていると思います。正直申し上げて気になっていたのは、先ほど事務局がサービス提供量の不足ということおっしゃっていましたが、例えば、一時保育とか休日保育とか、私個人的には夜間保育が非常に気になるのですが、大阪で夜間保育の全国大会があったのですが、コーディネートをさせていただきました。全て民間です。公立はやってくれません。なぜかという「子どもに悪い」と言うんです。それは一般論で言ったら当たり前のことです。私は本来公立もちゃんとやっていただきたいという思いがすごく強いです。私から言わせていただければ、ニーズには量と質、それと深さがあると思います。一般的な公共サービスというのは、どちらに対応すべきか、ということです。本当に困っている人に傾くのか、大勢の方を対象にしていくのか、もちろん両方やるのが正しいですが、そういう問題は議論されていないのではないかと思います。そういうことも踏まえた時、次世代のことをここでちょっと資料を出していただきたい。そこに保育の多様化に対応するということのニーズがどれくらい上がっているかということ把握したいと思います。その上でどうあるべきかという議論も必要だと思います。次回、そういう資料をご用意いただきたいと思います。他にもいくつか資料の要求が委員の皆様からあったかと思いますが、踏み込んだ市のお考えを聞かせていただいて、次に向けてやっていきたいと思います。

さて、今日ここにきていただいた資料ですが、先ほどご意見を伺いながら拝見しました。私が答えることがこの委員会の見解になるということだと困ります。そういう意味でなく、あくまで個人的見解ということでご理解いただければと思います。まず、1番と3番については、はっきり言いまして現在の市の動向ですが私には分かりませ

ん。従って私としてはなぜそうなのかということには分かりません。ですが、一番については、何度もここでは私たちがお願いをしていると思いますが、対話型というかコミュニケーションを関係者と取って進めていただきたいと、タウンミーティングというか説明会というか分かりませんが、そういうことをきちんと当然やっていただきたい。特に、前期の計画に該当するところは、たとえそれが4年後5年後であったとしても、準備期間等を考えればご不安があるのは当然ですが、「自分の子どもは関係ない」と思われる方も大勢いるかもしれません。その点から参加者が少ないのかもしれませんが、そういうこともありますから是非行っていただければと個人的には思います。

それから2番ですが、これは何人かの委員さんからも色んなご意見をいただいております。ここでも述べておりますが、一般的に施設が大規模化することに対する不安はあるわけですし、大きな問題です。そのことについては中間報告でも触れていると思いますし、最終報告でもその懸念は盛り込まれていくであろうと、個人的には委員の皆さんからそのようなご意見がありますので、それを入れていくという形にしたいと思っています。ただ、この2番の問題で、どれくらいが適正なのかということについては、これは先ほど委員の方からもご意見がありましたが、必ずしもはっきりしているわけではないということもあります。それは施設の造りであるとか、色んな問題もあるでしょうし、保育士の力量もあるかと思えます。ですから一概に「この人数が良い」ということはないと感じております。それと実際、来年度当該園で、幼稚園の入園希望がだいぶ減っているという話も聞きました。市は長時間児も短時間児も定員をその推移で見直していくということをおっしゃっています。ということは4年後のことですが、それがこの2番のことにも関連していると思います、私個人としては、大規模は好ましくないという希望がありますが、皆さんからご意見があればまとめていくということをやっています。

3番の予算化については、内容は分かりません。

最後の4番ですが、これは技術的なことですので、これもご懸念があったとおりで。ですから十分市の方とご相談いただきたいと思います。騒音の問題とか色んな事が出されていたかと思えます。ただ、千葉県認定こども園の一人あたりの面積基準というのは、全国一厳しいです。これは認定こども園の条例を作る時に、一人4.98㎡というのは、全国一厳しいものです。今、東京や国がやろうとしているのは、1.98㎡とか非常に低い基準で良いという方向に切り替えようとしています。ですから、そういう意味で前々回、「最低基準はクリアされていますね」と質問したのですが、そういう意味のことがありますので、今後も市立で行っていく限りは守られていこうと個人的には期待しています。以上ですが、これらはあくまで個人的見解ですので議事録に載せることではないかもしれません。

B 委 員

市はどのような風に考えられているのか、特に1番3番は聞かせていただきたいのですが。

会 長

これは当然市の方で適切に対応していただきたいと思います。

B 委 員	<p>会長宛てに来てはいますが、3番の「素案では、最終報告を踏まえ、市の案を決定し、平成21年度予算で予算を計上するとなっているのも関わらず、中間報告書を根拠に杉の子こども園の予算が計上されていることについて会長として」と書かれていますが、やはり会長としても答えられないと思いますので、それでしたら市の方から聞かせていただきたいのですが。</p>
会 長	<p>それは今ですか。それとも次回ですか。</p>
B 委 員	<p>今です。</p>
会 長	<p>事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>3番ということですが、1番も含めてお答えさせていただきます。1番につきましては、再度の説明をということですが、今までに実施をいたしました説明会におきましては、1か月前程度に通知をしまして、一番良い日を保護者の方に選んでいただきまして、平均をしますと20名から25名程度の参加でございました。一通り終わった段階では、後はもっと詳しくお聞きをしたい方にお話をする機会を設ければ良いのではないかと考えておまして、そういった意味で出前講座とかの開催も考えております。ただ、もう少し一般的に開くという認識もしておまして、タウンミーティングを1月と2月に、それぞれ100名規模で合わせまして200名ということで開催をいたしますので、ぜひこちらの方で保育所での説明会で聞けなかった、幼稚園で聞けなかった方は是非ご参加いただければと思っております。</p>
	<p>それから3番目の中間報告の扱いです。中間報告は9月でございましたが、8月の段階で「9月に中間報告を出すのでお願いします」という会長の指示があったと思えます。その中で皆さんはお考えをまとめていただいたと思っておりますし、内容を見ますと、東習志野こども園の検証につきましては、延べ3回ぐらい検討委員会を開催いたしましたし、杉の子こども園につきましては、7月の開催と合わせまして、これも3回程度開催をしております。したがって、中間報告ということではありますが、これまで議論を積み重ねていただいて、ここで一定の結論をいただいていると思っております。それを踏まえまして21年度の予算の要求をしているところでございます。これはまだあくまでも要求でございまして、計上されているかどうかは今の段階では確定はしておりません。いずれにしても、この検討委員会がいきなり9月に中間報告書が出てその場で終わったということではないと思えます。これまでの議論の積み重ねの中で検証もアンケートもいたしましたし、杉の子においてもこれから注意すべきこと、配慮すべきことについて意見をいただきましたので、そのようなことからすると、この段階で予算の要求をすることは問題ないと判断したところでございます。是非、9月での結論ということが延びておりますので、私どもとしては早い段階で環境を変える状況に結び付けていきたいと思っております。</p>

B 委 員	<p>1 番に対してですが、先ほど保護者の方に日程を聞いたとおっしゃっていましたが、聞かれた覚えはありません。谷津保育所ですが。ほとんどの保護者が来れなかったということで、再度説明会を実施して下さいと再三お願いをしております。それで、タウンミーティングでということは、保護者に対しての説明会は開かないということなのではないでしょうか。3 番も私自身は杉の子と袖ヶ浦の話はまだ続くものと思っていて、前の委員会の時に会長に「終わってしまったのですか」と確認をしたぐらい、まだ自分でも終わっていないと思っていたもので、前回は意見書が出ていたかと思いますが、その意見書に対して、市と地域の方々がこれから話し合っ決めていくということをおっしゃられていたので、この文章を見てすごくびっくりしたのと、正直怖いと感じました。</p>
会 長	<p>すみませんが、個人的にですが、習志野市はこういった個人宛の要望書とかの取り扱いというのはどのようにされているのかと、今日の会議の一番最初にお聞きしました。特別傍聴人の意見書は制度的に認められていると思いますが、ちょっとその辺を次回には事務局に見解をいただきたいのですが。そうでないと逆に私が発言することで誤解を招くのではないかと思います。今日は話させていただきましたが、そのように考えます。時間がないことを考えますと、会長個人の見解など聞きたくないし、その場でもないと恐らく委員の皆さんの中にもそう思われる方がいらっしゃるかと思いますので、心苦しいわけです。それも併せてご検討ください。</p>
事 務 局	<p>申し訳ありませんが、今日はもう 8 時になりました。今日はここで閉じさせていただきます。次回の日程などはいかがでしょうか。</p>
事 務 局	<p>次回は 1 月を予定しておりますが、できれば 29 日か 30 日にお願ひできればと思っております。いかがでしょうか。</p>
会 長	<p>そうしましたら、なるべく委員の皆さんが沢山出られる日が有難いので。</p>
事 務 局	<p>そうしましたら、28 日の開催で調整させていただきます。</p>
会 長	<p>それでは今日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。</p>